投資事業組合の連結に関する実務上の留意点

公認会計士 橋上 徹

企業会計基準委員会から実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(以下、「本報告」という)が公表された。本稿では、本報告が会計実務に与える影響として、特に重要と考えられる部分に絞り解説を加えるものである。

なお、本稿はすべて私見に基づくものであり、当局や筆者の関連する諸団体とは一切関係がない点にご留意されたい。

実務上の留意点

業務執行者(匿名組合における営業者を含む)ではなく出資者が組合を連結する場合があること

本報告Q1のA3(1)において、「出資者(出資以外の資金の拠出者を含む)が投資事業組合の業務執行の権限の一〇〇分の四〇以上を有していない場合でも、出資額(又は資金調達額)の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該出資者の緊密な者に該当することが多いと考えられ、この場合には、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する(ただし、当該業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していないことが明らかであると認められる場合を除く。)。」と記載されている。

本報告は、L社事件において利用された投資組合が、上場企業であったL社の連結財務諸表上、子会社として取扱いを行っていなかった点を問題にしていた。L社の投資事業組合は民法上の任意組合(民667以下)の形態をとっていたが、出資者がL社(実際はL社の設立したSPVなど)または元社長で、業務執行者が親密金融機関であった。民法上の任意組合では、出資者(L社)が業務執行の権限を持つが、組合契約により、特定の者(親密金融機関)に業務執行を委任できる。通常は、本報告で示したように業務執行者(親密金融機関)が投資事業組合の連結を行う必要がある。しかし、L社事件では、業務執行者である金融機関は、L社の「あやつり人形」であり、また金融機関の子会社として連結もなされず、投資事業組合の存在を投資家が連結財務諸表において認識することができない状況にあった。L社事件においては、誰が投資事業組合を支配しているのか、また、投資事業組合のリスクとリターンを誰が最も享受しているのかを考えると、緊密金融機関ではなく、L社が連結すべきことは明らかであると考えられる。そのため、出資者が業務執行者ではない場合でもその実態を見た場合に出資者が業務執行者を操っている場合、あるいは資金を通じた支配を行っている場合、業務執行者を出資者の緊密者と推定し、出資者の子会社として連結の範囲に含める場合があることを明らかにした。

なお、商法上の匿名組合(商535以下)を利用した場合、業務執行の権限は営業者のみが有し、出資者(匿名組合員)には業務執行権限がない。したがって、通常、出資者が匿名組合を連結することはない。しかし、L社事件と同様、出資者が営業者を操っている場合や資金を通じた支配を行っている場合にも、営業者を出資者の緊密者と推定し、出資者の子会社として連結の範囲に含める場合があることを明らかにした。

いずれにせよ、この規定の本質は、誰も子会社とせず、連結範囲から漏れるという事態を回避する必要性を強く意識したものである点を十分理解する必要がある。

個人や有限責任中間法人を介在させても支配関係が遮断されないこと

本報告Q1のA3(2)において、「出資者の子会社に該当しない他の会社や組合、財団法人・社団法人などの公益法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、中間法人などの事業または事業の方針を決定している場合には、当該出資者が合同会社を支配していることから、当該合同会社は業務執行社員の子会社に該当することとなる。

また、連結上の会計処理は、株式会社と同様に、連結原則に従って行われることとなるが、出資比率と異なる損益分配を行うことを定めた場合(会622)には、有限責任事業組合の場合と同様に、当該損益分配の比率を考慮のうえ、損益の持分相当額を調整することに留意する必要がある。

適用時期等

(1) 実務対応報告第20号

実務対応報告第20号は、公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表および中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用することとされている。これは、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社または関連会社の範囲に含まれるか否かの判定をすべき対象であることは連結原則等において明らかであり、実務対応報告第20号は、投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものであることによる。

しかし、実務対応報告第20号を適用することにより、これまで行ってきた会計処理と異なることとなる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。

(2) 実務対応報告第21号

実務対応報告第21号は、公表日以後終了する中間連結会計期間および中間会計期間ならびに連結会計年度および事業年度から適用することとされている。

(1)(注) 本実務対応報告については、ASBJのホームページ(http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/kumiai/)および(http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/yugen/)を参照のこと。

(2) この点については、例えば、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12および会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」Q71を参照のこと。

(3) 「緊密な者」および「同意している者」は、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」や、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」に示されており、会社と同様に、投資事業組合に対しても適用される。

(4) これは、一般に、多くのリスクを負いリターンを受ける者が方針決定することが経済的な合理性と適うと考えられていることによるものと思われる。

(5) 「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12を参照のこと。

(6) この結果、重要性が乏しい場合を除き、当該匿名組合は当該匿名組合員の連結の範囲に含まれることとなるため、当該匿名組合に係る資産および負債は当該匿名組合員の連結財務諸表に取り込まれ、当該匿名組合との間の債権債務や取引高、未実現利益は消去されることとなる。

(7) これは、組合の場合には、その共同事業性から、財務および営業または事業の方針の決定も、それに基づく業務執行の決定も出資者が直接行う(いわゆる所有と経営に一致)という形態が想定されるが、いわゆる所有と経営が分離しているという実態もあるため、業務執行組合員であっても所有者としての役割は希薄であり、管理業務に準ずる業務を行っているに過ぎないことが明らかである場合には、当該投資事業組合を支配していないことが明らかであると認められる場合に該当することがあるものとされたと考えられる。したがって、当該投資事業組合に対する出資や享受または負担する投資事業組合の投資事業から生ずる損益(業務執行に係る適正な対価以外のもの)が、概ね過半を超えている場合には該当しないが、概ね過半を超えていない場合でも、管理業務に準ずる業務を行っていないときには、該当しないこととなる。

(8) この場合でも、個別財務諸表の処理は、そのまま連結財務諸表に取り込むこととなるこのような取扱いについては、「金融商品会計に関するQ&A」Q71も参照のこと。

(9) この点については、日本公認会計士協会会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」Q71の投資事業組合の処理を参照のこと。

(10) 有限責任事業組合に出資した場合、個別財務諸表上の取扱いで述べた三つの方法のいずれをとった場合でも、民法上の組合への出資と同様に、当該組合への出資等に対応する数値(損益の持分相当額等)が個別財務諸表に反映されていることになるが、子会社、関連会社の範囲に該当するかどうかの判定は、その結果とは別個に行うことが必要である。

江藤 栄作(えとう・えいさく)
1992年早稲田大学 理工学部卒業。同年大和銀行入行。
2002年中央青山監査法人(現みすず監査法人)入所。
2005年企業会計基準委員会。

体や個人を介在させている場合であっても、当該出資者が当該事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。」と記載されている。

L社事件においては、元社長がL社から借りた株式を投資事業組合に出資し、自社株売買が行われ、売却代金がL社本体に還流したとの報道があり、また他の上場企業においても元社長が出資した投資事業組合を通じた「見せ金」スキームが問題になったなど、本年に入ってから、代表者や役員が個人として設立した投資事業組合が上場会社本体の取引に関与するケースが見られるようになった。このように一見、会社とは関係ない、代表者のような個人が介在した投資事業組合であっても、組成目的が、会社のための取引に利用するような場合は、当該個人の出資は、会社の出資と推定し、会社の子会社として連結範囲に含めるべきことを明らかにした。

また、投資事業匿名組合の営業者(SPC)の出資者に有限責任中間法人がなり、かつ、投資事業匿名組合員(出資者)が、有限責任組合の議決権行使を弁護士事務所・会計事務所に依頼し、弁護士事務所・会計事務所が有限責任中間法人の社員に就任している事例が見られる。このような場合は、当該弁護士事務所等に業務執行を依頼しているような場合、当該匿名組合員が投資事業匿名組合を子会社として連結範囲に含めるべきことを明らかにした。

なお、任意組合や匿名組合には仕組み規制がないため、ある組合が他の組合に出資し、それが連鎖し、間に内外のSPCや個人を介在させ、最終的に元の組合に出資を戻し、その過程で不適切な支出を行う、いわゆるマネーローンダリングを行うことも可能である。このような場合、資金の流れが不透明になり、監査範囲の限定として取り扱われる可能性がある(『「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」の改正について(公開草案)』(平成一八年九月一二日、日本公認会計士協会)Q17)。

この規定により、会計実務上、最終の投資先まで十分把握し、公認会計士監査に耐えうる信頼性のある書証を確保する必要性がある点にも留意が必要である。

投資事業の範囲

本報告Q1のAでは、「投資事業組合は、…投資育成や企業再生支援など様々な投資事業を行っている場合が多い。」とし、投資育成と企業再生支援を投資事業の例として挙げている。本報告が、投資事業組合の連結範囲を適正に明確化する趣旨に鑑みれば、原則、不動産投資事業や知的財産権・コンテンツ事業、未公開株式投資事業その他幅広く投資事業が対象にされたと考えるのが適当である。事実、前述の公開草案Q15において、「コンテンツや不動産などを投資対象とするケースも含まれるものと考えられます。」と記載されている。

本報告の連結対象ビークル

本報告Q1のAでは、「投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合契約に関する法律による投資事業有限責任組合や、民法上の任意組合、商法上の匿名組合として組成されており…」と記載され、投資事業有限責任組合・任意組合・匿名組合は例示となっている。

本報告が公表された背景には、多様化した流動化・証券化ビークルを悪用する事例に直面し、適切な連結範囲のあり方を考える点があることを踏まえると、本報告の趣旨は、組合に限定されるべきものではない。したがって、SPCや信託、根拠法令のない共済など、いわゆる集団投資スキームと言われるものに普遍的に適用されるべきである。

財務諸表等規則八条七項

本報告は、財務諸表等規則八条七項で子会社としないことが推定されたものには適用されない。この点に関し、不動産開発型SPCについて財務諸表等規則八条七項を適用し、子会社としない会計実務慣行が一部あるため、この点について検討を加える。

平成一〇年九月一日に特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(SPC法)が成立した。この法律は、不良債権の処理を円滑に進めるため、特別目的会社(SPC)の設立を容易にして、担保不動産の流動化を図る必要性があったので、財務諸表等規則八条七項に、SPC法に基づくSPCは子会社としないと推定する規定を置いた。これは、当時の考え方では、不良資産を証券化・流動化し、オフバランス化させるための「資産の消滅の認識要件」として規定された。その後、平成一二年一一月三〇日に「特定目的会社の証券発行による特定資産の流動化に関する法律」が成立した。これは、対象資産を担保不動産以外の不動産その他財産権一般に拡大し、特に不動産の流動化・証券化(金融商品への転換)を促進する必要性があったことによる。今は「資産の流動化に関する法律」として整理されている。

不動産開発型SPCの設立が可能となった平成一二年の時点で、財務諸表等規則八条七項について、資産の消滅要件を満たす(すなわち資産の譲渡者の継続的関与が遮断された)もののみが、当該規定の適用を受けるものである点が明確にされるべきだったと考えるが、そのような整理がなかった。そのため、不動産開発型SPCを財務諸表規則八条七項に含めるという会計処理を行う企業が見られるようになった。財務諸表規則八条七項は平成一〇年のSPC法の趣旨を斟酌した不動産担保付不良債権のオフバランス要件を前提としたものであり、いわゆる完全に資産譲渡者の支配から離脱し、金融商品化した「流動化型SPC」のみを対象としたものであるといえる。

『連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い』(平成一〇年一〇月三〇日、企業会計審議会)「三 特別目的会社の取扱い」の中に「特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており…」という記述があるが、ここで言う特別目的会社は平成一〇年SPC法を前提としたものである点を認識しなくてはならない。その点、法形式的には金融商品化されていても、資産の譲渡者の継続的関与の強い「不動産開発型SPC」は、当該規定の対象として考えられていない。

次に実務対応報告第20号の「投資事業」の対象か否かになるが、『連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」の改正について』(公開草案)Q15のAで、不動産事業が対象になることが明らかにされた。したがって、不動産開発型SPCは、実務対応報告に準拠して連結範囲を考えるべき、典型スキームの一つであることが明らかになったと考えられる。

その他

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い(監査委員会報告第60号)」(日本公認会計士協会)において、ベンチャーキャピタル条項(同報告2(6)⑥)と言われるものがある。特定業種の問題ではあるが、昨今、この条項をめぐり議論がある。すなわち、ベンチャーキャピタル条項の適用範囲を投資会社やプリンシパルファンド、MBOファンドへ拡大する動向である。これに関しては、本報告は何ら触れていない。ベンチャーキャピタル条項の拡大解釈については、連結範囲から除外できる場合を規定する「連結財務諸表原則 第三 一4」に照らし慎重に会計実務で対応しなくてはならない。

なお、ベンチャーキャピタル条項は、例えば、金融機関のベンチャーキャピタル子会社が設立したファンドを連結範囲からはずすか否かの問題ではなく、当該ファンドの投資先を連結するか否かの問題である。当該ファンドの連結は、あくまで本報告に従って行うものである点に留意が必要である。

橋上 徹(はしがみ・とおる)
新日本監査法人金融部社員(公認会計士)。現在、金融機関の監査・内部統制・金融検査マニュアル対応業務に従事。一橋大学商学部卒業、筑波大学大学院ビジネス科学研究科修了(法学修士)。大手監査法人マネージャー、大手金融機関勤務を経て現職。世界大手会計事務所の一つErnst & YoungのAmsterdam事務所に出向経験あり。

役員報酬
業績連動報酬・株式報酬・退職慰労金の導入と見直し
会社法施行を契機に役員制度改革が進んでいるが、ガバナンス改革と役員処遇改革は表裏一体をなす。業績連動報酬、株式報酬、退職慰労金の導入・見直しなどの取り組みを収集し新情報を提供。
寺崎 文勝[著]
A5判 208頁
定価2,310円(税込)
中央経済社
役員報酬マネジメント
「コーポレートガバナンス改革」と「役員処遇改革」は表裏一体